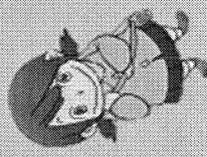


出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧

女性対象のガイダンス資料

| 対象職員 種類 | 男 | 女 | 妊娠 | 誕生 | 1歳 | 1歳6月 | 3歳 | 小学校入学 | 4年生進学 | 中学校入学 |
|------------|---|--------------------------|---|----|----|------|----|---|---|---|
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 妊娠障害休暇 (14日以内) | | | | |  |  |  |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 通勤緩和休暇 (正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日1時間以内) | | | | | | | |
| 職専免 | | <input type="checkbox"/> | 休息・補食職専免 (正規の勤務時間の始め又は終わりに連続する時間等以外の時間で、必要な時間) | | | | | | | |
| 勤務制限 | | <input type="checkbox"/> | 妊娠が請求した場合の産前・産後・時間外・休日・梁遊の禁止 (妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間) | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 妊産婦健診休暇 (原則として出産予定日の8週間前から出産の日後8週間まで) | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 出産休暇 (配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間までで3日以内) | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 配偶者出産休暇 (原則として出産予定日の8週間前から出産の日後8週間までで5日以内) | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 男性の育児参加休暇 (1日2回、各45分。男性職員は、その配偶者が養育できる場合を除く。) | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 育児休暇 (育児時間) (給与は支給されない) | | | | | | | |
| 休業 | | <input type="checkbox"/> | 育児休業 (育児短時間勤務) | | | | | | | |
| 短時間勤務 | | <input type="checkbox"/> | 育児短時間勤務 | | | | | | | |
| 部分休業 | | <input type="checkbox"/> | 部分休業 | | | | | | | |
| その他 | | <input type="checkbox"/> | 早出遅出勤務・休憩時間の短縮【養育】 | | | | | | | |
| 勤務制限 | | <input type="checkbox"/> | 育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の原則禁止 | | | | | | | |
| 勤務制限 | | <input type="checkbox"/> | 育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の制限・深夜勤務の原則禁止 | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 家族看護等休暇【子の看護】(他に看護者がいない場合) | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 家族看護等休暇【子の看護】(他に看護可能な者がいる場合において、当該子の看護を行うとき) | | | | | | | |
| 特別休暇 | | <input type="checkbox"/> | 家族看護等休暇【予防接種・健康診断・感染症予防による臨時休業に係る世話・学校等行事への出席】 | | | | | | | |

(19時間 25分~24時間 35分/週の4パターンの勤務)
(週当たりの勤務時間に応じて給与は支給される)
(正規の勤務時間の始め又は終わりに、
1日2時間以内)(勤務しなかつた時間に
応じて給与を減額する)

早出遅出勤務・休憩時間の短縮【送迎】
(早出遅出：30分の範囲内で勤務時間を繰上げ・繰下げ)
(休憩短縮：休憩時間が45分を超えて置かれている場合に限る)

(1年5日以内(学校等行事はこのうち2日)。中学校就学前の子が2人以上の場合加算あり)

※ この表に記載している休暇・休業制度等は、平成28年4月現在で県費負担教職員として採用された職員に適用している内容です。

女性活躍推進法とは

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

【目的】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

次世代育成支援対策推進法とは

「次世代育成支援対策推進法」

【目的】

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。